

運営費交付金の交付・算定について

1 運営費交付金の交付の根拠

設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。(地方独立行政法人法(以下「法」という。)第 42 条)

2 交付の理由

- (1) 独立行政法人は独立採算が予定されているものではないことから、安定的な財源確保が不可欠であること。
- (2) 公立大学の設置を政策的に選択した自治体の責任は、法人化後も継続すること。

3 県立広島大学の法人化基本方針

運営費交付金

- (1) 法人独自の方針に沿った財政運営を可能とするため、県から使途の内訳を特定しない運営費交付金として、法人経営に必要な経費を措置する。
- (2) 運営費交付金については、法人事業の計画的実施が図られるよう、中期目標期間中の総額の見込みを示すほか、県の財政状況や社会状況、法人の経営状況等の変化にも対応できる算定方法を検討する。
- (3) 経常的又は標準的な経費と特別な事業計画に基づく特定の経費との区分、経営努力を反映させる算定ルール、目標評価システムによる評価結果の適切な反映の方法などを検討する。

4 論点

(1) 教育研究の特性へ配慮した安定的な財政措置

- ・ これまでの大学運営費の推移
- ・ 中期目標期間中での総額(見込み額)

国立大学法人法案等に対する衆議院附帯決議(H15.5.22)
運営費交付金等の算定に当たっては、公正かつ透明性のある基準に従って行うとともに、法人化前の公費投入額を十分に確保し、必要な運営費交付金等を措置するよう努めること。

(2) 公正かつ透明性のある基準に基づいた算定

- ・ 算定方式 総枠方式と積上げ方式
- ・ 交付金の構成 標準運営費交付金と特定運営費交付金
(退職手当、プロジェクト的経費等への対応)
- ・ 効率化係数等 業務効率の設定方法
公立大学法人は、適正かつ効率的な業務運営が求められる。
(法第 3 条第 1 項)

(3) 経営努力が反映される仕組み

- ・ 経営努力の認定と剰余金の使途
- ・ 外部資金の獲得

法人は、毎事業年度、損益計算で利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を補填した後の残余については、積立金として整理する必要。ただし、知事の承認を受けて、その残余額を中期計画に定める剰余金の使途に充当可能

また、中期目標期間終了時に積立金があるときは、次期中期目標期間の業務の財源に充当可能（法第40条第1項・第3項・第4項）

(4) 施設整備に係る財政措置

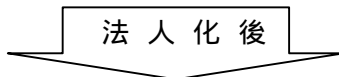
4 先行事例から見た法人予算のイメージ
平成18年度本県当初予算（大学費）

【歳入：54.8億円】

【歳出：54.8億円】

授業料等	17.7
諸収入	1.1
県債	0.7
一般財源	35.3

職員給与費	33.2
運営費	14.6
学生経費	0.8
研究費	4.2
施設整備費等	2.0



公立大学法人年度予算イメージ

【収入】

【支出】

自己収入（授業料等）	教育研究経費	教員人件費
		物件費
標準運営費交付金	一般管理費	職員人件費（役員を含む。）
		物件費
特定運営費交付金	退職手当，プロジェクト的経費等	
外部研究資金	外部研究費	
施設整備費補助金	施設整備費	